

第59回滋賀県景観審議会議事概要

●日時：平成24年7月26日（木曜日） 10:00～12:30

●場所：滋賀県大津合同庁舎 7A会議室

●内容：

【報告】

- (1) 屋外広告物の色彩や発光の規制について
- (2) 広域的事業者との連携について
- (3) その他

●出席委員：

山崎正史委員（会長）、小浦久子委員、柴山直子委員、外園勝委員、
竹中仁美委員、立岡功次委員、中嶋節子委員、平林隆委員、西本柳枝委員、
福山聖子委員、藤田保委員、藤本英子委員、村上弘委員、山本勝義委員
（15名中14名出席）

●報告に対する意見および質問ならびに事務局回答要旨：

（注）委員の意見または質問は○、事務局の回答は◆

【屋外広告物の色彩や発光の規制について】

○湖岸を規制強化した際に生じた既存不適格物件はどのように指導・改善しているのか。

◆3年間の経過措置があるので、その間に是正するよう指導している。行政代執行まで行った事例はないが、是正計画を提出させるなどして、各市町において対応されている。

- 光を規制するとしたらどのような技術（物）を対象に規制するのか。
- ◆点滅するもの、可変式、照明など形態はさまざまであるため、現状だけでなく今後想定される問題点を整理して検討していくこととなる。

- 市町への規制措置の権限移譲が進んでいるとはいっても、県として全県的に最低限の規制レベルをクリアさせるための努力が必要なのではないか。
- ◆そのように考えている。広域的な景観としては街道や琵琶湖岸が考えられると思うが、街道は各景観行政団体が地域の特徴を踏まえて取り組みを進めているように見受けられるので、県としては第一義的には琵琶湖をテーマに考えたいと思っている。

- 屋外広告物の色彩の規制については、地色だけでなく全体の彩度を押さえるようにするとよいのではないか。また、発光する広告物の規制については、細かい基準を設けるよりは、設置可か不可のどちらかにするのが良いのではないか。

- 屋外広告物の規制は彩度等の数値だけでなく、デザインという視点で判断する考え方もあっていいのではないか。
- 屋外広告物を規制して、景観阻害要因を撤去していくのも大事だが、街路樹などを育ててそういうものを見えないようにするというのも一つのやり方ではないか。

- デザインを判断するのは難しい。
- （数値基準でなく）一般基準で判断できる力を養う、教育を進めるということも重要ではないかと思う。

- 違反広告物の指導を行う中で、設置主が不明、または倒産しているなどのケースはどのように対処するのか。
- ◆撤去する権限などは市町にある。市町との情報交換会などの場において、地主と交渉して撤去してもらうなどの対応をしているという話は聞いている。

- 形状の規制は今のところないが、将来的にどう考えているか。全国で形状規制をしている事例があれば教えてほしい。
- ◆把握している範囲では、形状規制を実施している事例は聞いたことがない。
- ◆第一義的には、屋外広告物の表示・掲出は表現の自由、経済活動の中で行われるものであるから、それが公益的に反する場合に初めて規制なりの考え方がでてくるものであり、形状規制については滋賀県としては考えていない。

- 規制することも大切だが、市民の美意識は高くなってきているので、それを信

頼しても良いのではないか。

○広告主は、屋外広告物を掲出することによる広告効果を解っていないのではないか。広告物の効果の感覚的な部分は県民の意見を聴取すべきではないか。

○デザイン規制というのは、規制の中ではなかなかできないと思う。

○色彩の基準について、現行では地色に黒と原色は使用不可となっているが、地色が黒でも問題ない場合もあるし、言い方として中途半端だと思う。地色をマシな値で規制しても良いのではないか。また、動画は禁止すべき、ひどい発光体は琵琶湖の夜の景観を守るため排除するという選択肢もあるし、高さ規制という選択肢もあるかと思う。

○まずは違反広告物を無くすのが第一歩ではあるが、次の段階では景観として望ましい広告物のあり方を示していくことも大切ではないか。規制だけでなく誘導するような方法も考えて頂きたい。

○建物についても屋外広告物についても、良いものに賞を出すとかが顕彰することで、良いものを広めていくという課題がある。

◆彩度が低ければ良いというものではないと考えている。また、表彰・誘導などの施策は独自条例を施行する市において取り組まれているようなので、県としてはまた違うことを考えていかなければならないと思っている。

○これからの課題として是非挑戦してほしいことが二点。一つは、電飾広告物について色々と研究を積み重ねた上で、これを規制するような方向を目指してほしい。もう一つは、のぼり旗が多く並んでいるようなものは景観を害しているように思う。

【広域的事業者との連携について】

○シミュレーションが不十分であり、正しいシミュレーションに基づいて判断をしていただきたい。

○市町が景観行政団体に移行することにより、関西電力との協定に基づく事前協議の対象となるエリアが減少し、この協定自体の意味がだんだん薄れていくと理解する。滋賀県としては、今後、このきょう知恵が意味をなくしても良いとするのか。それとも、市県全域において協議を行うことにより、良い環境を生み出していくということが目標であれば、それなりの方法論（枠組み）を組み立てていかなければならない。

◆今後、各景観行政団体が景観計画を作っていくに従い、事実としてこの協定は意味を失くしていくこととなる。

【その他】

- あるべき景観の姿を各委員が持ち寄って議論するのは大切だが、それらに実行性を持たせるにはどうすればよいかも併せて議論すべきである。審議会委員の構成も、商業ベースの観点から考えられる実務者側（広告物を出す、建築物等を建てる側）も入れていただいたほうが良いと思う。違反物件には罰則の適用などできちんと対処し、正直者がバカみたくない形にならないようにすることが重要かと思う。
- （発光）可変式広告物の規制はやはり県でしかできない。市単位でやると、A市で規制したらA市のある種の店は近隣市の店との競争に負けてしまう。経済的な競争において実行性が高まらないような規制は、県全体で規制していることは、県の重要な役割と思う。
- 県は市町に対して専門的なアドバイスができるような体制を作り、各市町の景観行政を支援することが大事だと思う。
- 琵琶湖があるということで滋賀県は恵まれている。だからこそ、広域の市町境を越えた風景の議論ができやすいし、そこに地域それぞれの自治体も関与すべきということで納得が得やすい。先進的に広域の景観行政をしていく場合、相互の広域的な調整というものはどうしても出てくるので、そういう仕組みを作っていくという取り組みをしてほしい。

県としての広域景観に対する取組とか、市町に対する技術支援、啓発、地域の人たちへの景観学習も含めて計画されていければと思う。
- 景観に熱心な活動をしている民間のグループに参加してもらって協議会みたいなものを作るとよいのではないかと思う。
- 表彰制度は広域で見るという意義がある。琵琶湖においてどのように景観と調和していくかというもの、街並みや屋外広告物などの表彰制度が非常に有効であると思うし、県民も参加した中での表彰制度を作れたら素晴らしい。
- 行政が（広告物や街並みの）あるべき姿を示して、それに沿ってデザイン指導するのは大変危険だ。創造性は自由に任せておかなければならないと思う。行政がデザイン指導するならば、極端にならないように慎重にしていきたい。
- 審議会として申し送りをさせて頂く。県の景観行政としての役割についてと、屋外広告物の規制のあり方についての2つについて、専門部会を設置して集中して議論して頂きたい。
- ◆了解しました。